

西共募発第46 号
令和7年9月18日

様

社会福祉法人
神奈川県共同募金会横浜市西区支会
支会長 西岡 茂

令和7年度共同募金運動の実施に伴う戸別募金の協力について(ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動につきましては格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

10月1日から赤い羽根の共同募金運動が全国一斉に行われます。

共同募金は、地域の高齢者や障がいのある人、子どもたちなどに対するさまざまな地域福祉活動や、災害時には被災者支援活動に使われています。

今年も戸別募金へのご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、関係資料を別紙送付書のとおり送付いたしますので、ご確認ください。

目安額は100円単位で切り上げています

1 戸別募金目安額

(1) 赤い羽根共同募金 目安額 円 (基準世帯数×215円)

(2) 年末たすけあい募金 目安額 円 (基準世帯数×110円)

※基準世帯数：令和7年4月時点の自治会・町内会加入世帯数の90%

※戸別募金目安額を提示させていただいておりますが、目安額は強制するためのものではありません。
募金はあくまでも任意のものでありますので、ご理解をお願いいたします。

※目安額は令和7年3月の横浜市西区支会委員会で承認いただいた額で設定しています。

2 入金方法

振込または事務局窓口に持参

※同封の払込取扱票をご利用いただきますと、お近くの郵便局より各種手数料免除で振込みいただけます。是非ご活用ください。

3 募金期間(共同募運動実施期間)

令和7年10月1日～令和8年3月末日(12月上旬までを目途にご入金をお願いします)

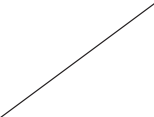
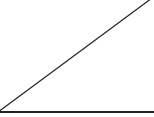
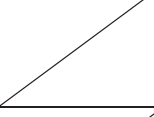
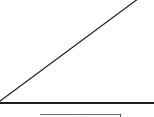
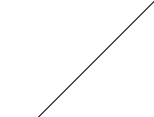
※詳細は、別添「共同募金運動実施に伴う留意事項」をご覧ください。

【事務局】

神奈川県共同募金会横浜市西区支会 (担当：福澄・富村)
横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階
横浜市西区社会福祉協議会内
電話 450-5005 / FAX 451-3131

様

令和7年度共同募金運動資材送付書

	資材名	写真	使い方	資材数
1	赤い羽根		主に街頭募金で使用します。「寄付」のご協力をしていただいたしるしです。	枚
2	寄付済証 (領収書)		戸別募金で協力いただいた寄付者に対する領収書です。年度の記載はありませんので、次年度もご利用いただけます。 (1冊50枚綴り)	冊
3	共同募金リーフレット		共同募金への理解を深めていただく為の資料です。A4用紙を三つ折にしたサイズです。【5部単位】	部
4	戸別募金用 封筒募金袋		募金の任意性に配慮する為、封筒に入れ、戸別ごとに募金を集める為に使用します。【5枚単位】	枚
5	ポスターB3サイズ		自治会・町内会の掲示板などにご利用いただけるポスターです。 (1枚～)	枚
6	ポスターA4サイズ		上記と同じですが西区支会にて普通紙に印刷したものになります。(1枚～)	枚
7	払込取扱票		郵便振替のみご利用いただけます。指定の払込取扱票をご利用下さい。(1枚～)	枚
8	ボランティア委嘱状		神奈川県共募会長名による募金ボランティア用の身分証明証です。 【5枚単位】	枚
9	共同募金運動実施に伴う 留意事項		共同募金運動をすすめるにあたっての留意事項をまとめた資料です。A4用紙両面【5部単位】 ※資材の注文が無い場合も、自治会・町内会会長分1部を送付します。	部

※資材数については、7月にご確認させていただいた資材数確認票のとおりです。

未回答(変更なし)の自治会・町内会につきましては、前年度と同数とさせていただきます。

※資材に不足がある場合は追加発送いたしますので、お手数ですが下記事務局までご連絡ください。

【事務局】

神奈川県共同募金会横浜市西区支会 (担当：福澄・富村)
横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階
横浜市西区社会福祉協議会内
電話 450-5005 / FAX 451-3131

共同募金運動実施に伴う留意事項

(自治会・町内会長、班長の皆様ご一読ください)



1 募金目標額（共同募金会横浜市西区支会設定額）について

共同募金は、皆様からお預かりしたお金を計画的に行うために、あらかじめ募金目標額の設定を行っています。今年度の目標額は、神奈川県共同募金会横浜市西区支会委員会において次のとおり設定しています。目標額を目安にご協力をいただきますようお願いいたします。

区内自治会・町内会 全体での募金目標額	○赤い羽根募金：基準世帯数×215 円	6,500,000 円
	○年末たすけあい募金：基準世帯数×110 円	3,500,000 円
基準世帯数とは？	各自治会町内会加入世帯数×90%を基準世帯としています	

※募金は任意な行為であり、お示ししている金額はあくまでも目安です。決してノルマではありませんので、戸別世帯への依頼に際しては寄付をいただく方々に強制的な印象を与えないようご配慮をお願いします。

2 募金活動実施に関して

(1) 戸別世帯を訪問して寄付を募る場合

必ず「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄には訪問する方の氏名をご記入ください。



(2) 自治会・町内会として一括でご協力いただく場合

自治会・町内会として、総会で共同募金に協力するということを決議し、会員に自治会・町内会として募金に協力するというを事前にご周知くださいますようお願いいたします。

(3) 寄付済証（領収書）の発行

ご寄付いただいた方が希望される場合は寄付済証(領収書)を発行してください。

寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

発行する際には、領収書の扱印欄に募金担当者（班長など）の印を押印し、寄付金額を記入してお渡してください。



(4) 寄付金額の指定は行わないでください

目標額の設定を行うために、一世帯あたりの目安額を設定していますが、募金への協力はあくまで寄付者の任意です。

(5) 各世帯の募金情報を公開しないでください

寄付を募る際に「誰がいくら寄付したか」がわかる情報の公開は行わないようお願いください。(たとえば寄付者と寄付金額が記載された名簿を提示したり、回覧板で寄付者と寄付金額を記入してもらう一覧表をつけて封筒を回すといった方法はご注意ください)

3 募金の入金について

募金活動が終わりましたら、**各班の寄付金を自治会・町内会ごとにお取りまとめいただき**、次の方法で入金していただきますようお願いいたします。

①郵便局口座への振込 ※同封の払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行から振込をしていただくと、 <u>手数料は無料</u> です	(1) ゆうちょ銀行からの振り込み 口座番号 00270-0-110715 (2) 他金融機関からの振り込み 〇二九(ゼロニキュウ)店(029) 当座 0110715 加入者 社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市西区支会
②事務局窓口へ持参 月曜日～金曜日 (土曜・日曜・祝日除く) 午前9時～午後5時	<受付窓口> 西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会内 神奈川県共同募金会横浜市西区支会 Tel 450-5005 ※やむを得ず左記時間以外にご持参いただく場合は、必ず事前に連絡をお願いします。

※赤い羽根募金と年末たすけあい募金は、一緒にご入金ください。

※募金額の指定がある場合は、振込用紙の余白に「赤い羽根募金〇〇円」「年末たすけあい募金〇〇円」と内訳をご記入ください。窓口にご持参いただく場合は、受付職員に指定金額をお伝えください。

特にご指定がない場合は、事務局で「赤い羽根募金」：「年末たすけあい募金」＝215：110の割合とさせていただきます。

4 10万円を超える現金振込時の注意事項

銀行にて10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の本人確認書の提出が求められ、団体名で送金を行う場合は、手続者とその団体の関係性を確認できる書類(名簿等)、及び団体の設立趣旨等を確認できる書類(会則等)の提出が求められます。町内会・自治会名での送金にあたって、書類を整えられない等の場合は、手続者(会長様又は会計担当者様等)が**本人確認書**をご提示いただくことで、個人名でお振込みいただけます。その際、必ずお送りした払込取扱票をお使いください。

5 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が贈られます。下記に該当する寄付者がいる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人

10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

※自治会・町内会自体は表彰の対象外となります。

問い合わせ先(共同募金事務局)

神奈川県共同募金会横浜市西区支会
西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階
横浜市西区社会福祉協議会内

TEL: 450-5005 / FAX: 451-3131